

みやき町で保育士、幼稚園教諭として働きませんか？

みやき町保育士等人材確保促進事業助成金のご案内



みやき町では、教育・保育の人材確保及び本町の子育て支援に長く携わっていただくことを目的として、町内の教育・保育施設等に保育士、幼稚園教諭として就労する方へ助成金を支給します。

《対象者》

保育士資格または幼稚園教諭免許を持ち、みやき町内の保育園、幼稚園、小規模保育施設、企業主導型保育施設等で勤務を行う方のうち、次のア又はイのいずれかに該当する方

ア：月 120 時間以上の勤務を行う方（以下「常勤保育士等」といいます。）

イ：月 80 時間以上 120 時間未満の勤務を行う方（以下「非常勤保育士等」といいます。）

《助成金の種類等》

	支給条件※	支給金額	支給期間
養育支援金	未就学児と同居し、養育している常勤保育士等	月額 1 万円 ※みやき町外に住所を有する方は 月額 5 千円	末子が 6 歳に到達する年度末まで
奨学金返済支援金	自ら借り受けた奨学金の返済を開始している常勤保育士等	奨学金返済月額または月額 1 万円のいずれか低い額 ※みやき町外に住所を有する方は 月額 5 千円が上限	奨学金返済支援金の要件を満たした月から 36 か月間
新規就労支援金	新しくみやき町で就労する常勤保育士等または非常勤保育士等	月額 1 万円 ※非常勤保育士等は月額 5 千円	就労を開始した月から 36 か月間
転入支援金	新しくみやき町で就労し、就労開始月の前月から 13 か月以内にみやき町に転入した常勤保育士等	5 万円	1 回限り

※助成申請時、就労期間が 6 か月未満の方は、就労開始から 6 か月経過後に助成を予定しています。

【問い合わせ先・申請書提出先】

みやき町 民生部 子育て福祉課 子育て支援担当
〒849-0101 みやき町大字原古賀 1043（中原庁舎）
TEL：0942-94-5724 FAX：0942-50-6204

《助成金の申請方法・提出書類について》

以下の必要書類をご準備の上、各助成金の対象となった日から90日以内にみやき町子育て福祉課までご提出ください。（90日を超えて申請された場合は、申請月から助成対象となります。）

申請書は子育て福祉課（中原庁舎）で配布しています。また、みやき町ホームページからもダウンロードできます。

- ① 受給資格認定申請書（様式第1号）
- ② 誓約書（様式第2号）
- ③ 雇用契約の内容がわかるものの写し ※ひと月の就労時間が確認できるもの
- ④ 保育士資格、幼稚園教諭免許を有することがわかる書類の写し
- ⑤ 世帯全員の住民票（養育支援金を申請される方で、みやき町外にお住まいの方のみ）
- ⑥ 奨学金を返済中であることがわかる書類の写し（奨学金返済支援金を申請する方のみ）



※申請書提出後は審査ののち、認定（却下）通知書をお送りします。助成金のお支払い時期や方法については、認定者へ後日お知らせします。

《助成金対象者確認フロー》

